

私について

瀬尾りお

- 2012年 「いじめからの逃げ方」 自費出版
- 2022年よりX(旧Twitter)でいじめアクティビストとして活動中



Xアカウント:@lab_ijime



私の経験したいじめ後遺症

- 勉強ができない

勉強に対し非常に強い抵抗感

体のこわばり、動悸、頭痛、腹痛

シャープペンを握りノートを開くが手が止まる

授業中に吐き気

- 症状はエスカレート、最終的には掛け算九九すらできない状態に

カウンセリングでわかった“いじめ後遺症”

- 「勉強＝いじめ」のひもづけ

小学校6年、中学校3年の時いじめを受けた

2回のいじめの共通点は「勉強ができたこと」

「勉強」を「いじめられる可能性を飛躍的に高めるもの」と無意識
下で心が判断

- 再びいじめられることを回避するために勉強を拒否していた

「勉強＝いじめ」のひもづけをほどこくために

- いじめの文献調査を実施

いじめ被害者・加害者の手記を収集

いじめに共通して見られることを探す

被害者の共通点と加害者の共通点

- 被害者の共通点

反抗的か否か、成績がいいか否か、見た目が優れているか否か、等被害者の特徴には共通点無し

「いじめられたのは自分が悪かったから」等、いじめの責任を自分自身に見る罪悪感の描写は共通

- 加害者の共通点

「自分が正しい（正義感）」「いじめが楽しい（快感）」の描写

ブレイクスルー

- いじめをする“共通の理由”は無いが、“共通の利益”ならある
被害者の特徴＝“加害者が口にするいじめる理由”に共通点無し
しかしいじめによって快感を得ていることは共通する
- いじめ発生のメカニズムに根本的な勘違いがあるのではないか？

推論

ブレイクスルー前：

問題が発生してそれを解決するためにいじめる



ブレイクスルー後：

いじめをしたがために問題をこしらえる

- 因果が逆
- 自然な考えでは浮かびにくい思考回路だが、いじめに快感が伴うことを前提にすれば無理なく成り立つ

新しい“いじめ”の定義の作成

いじめ＝快感を目的として正義をかたり攻撃する行為

- いじめ加害者の目的は快感であり、善悪を正すことではない

いじめと快感の関係性を述べる書籍

- 中野信子「ヒトは「いじめ」をやめられない」2017年

定義が持つポテンシャル

いじめ＝快感を目的として正義をかたり攻撃する行為

いじめ被害者を取りまく環境を劇的に変えるポテンシャル

被害者が舐める苦しみ

一次被害



心、身体、物品や金銭の被害。加害者によって直接こうむる被害。

二次被害



「いじめられたのはあなたが悪かったんじゃない」「いじめられる側にもいじめの原因がある」等の被害者を責める言葉がけ。

いじめ後遺症



うつ病リスクは40年後で1.95倍、自殺傾向は40年後で2.21倍。(滝沢龍、2014年)

加害者が野放し



いじめ防止対策推進法にいじめ加害者へのペナルティ無し。ペナルティとして機能しうる出席停止はほぼ実施されない。

被害者が責められる現状

被害者自身が被害者を責める



一次被害・後遺症

被害者以外（周囲の人・学校・行政etc）が被害者を責める



二次被害・加害者が野放し

被害者が責められる現状

必要なのは加害者を責める仕組み

定義が持つポテンシャル

いじめ＝快感を目的として正義をかたり攻撃する行為

加害者有責を主張する強力な根拠になる

加害者が責められる仕組み

心と制度の両方からアプローチ

心：被害者無責・加害者有責の認識の醸成

制度：いじめ加害を否定する法制度の設立

加害者が責められる仕組み

制度：いじめ加害を否定する法制度の設立

海外の例

フランス：罰金、禁錮、加害者の転校

韓国：いじめ加害の履歴が入試に反映される

アメリカ：州法による違いはあるがいじめは刑法に抵触する扱い

いじめ被害者ではなく
加害者が責められる社会を

Appendix

いじめと快感の関係性を述べる書籍

- 中野信子「ヒトは「いじめ」をやめられない」2017年より抜粋
いじめの始まりは、「間違っている人を正す」という気持ちから発生します。「おまえは間違っているだろう！」という気持ちで制裁し、「自分は正しいことをしている」と感じることで得られる快感があるのです。

第三節 ドーパミン 「正義感」がいじめを助長する より抜粋

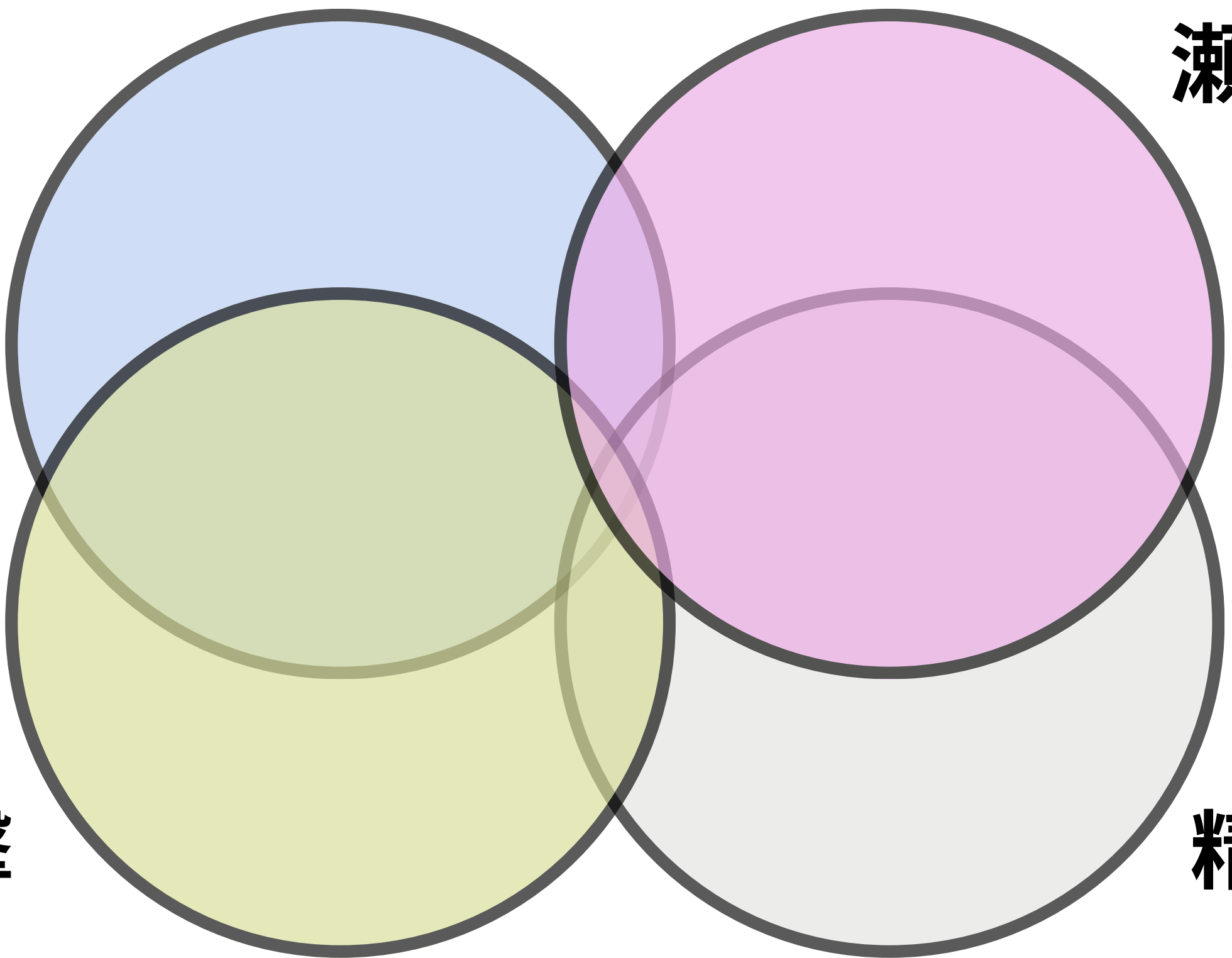
定義の位置付け

いじめ

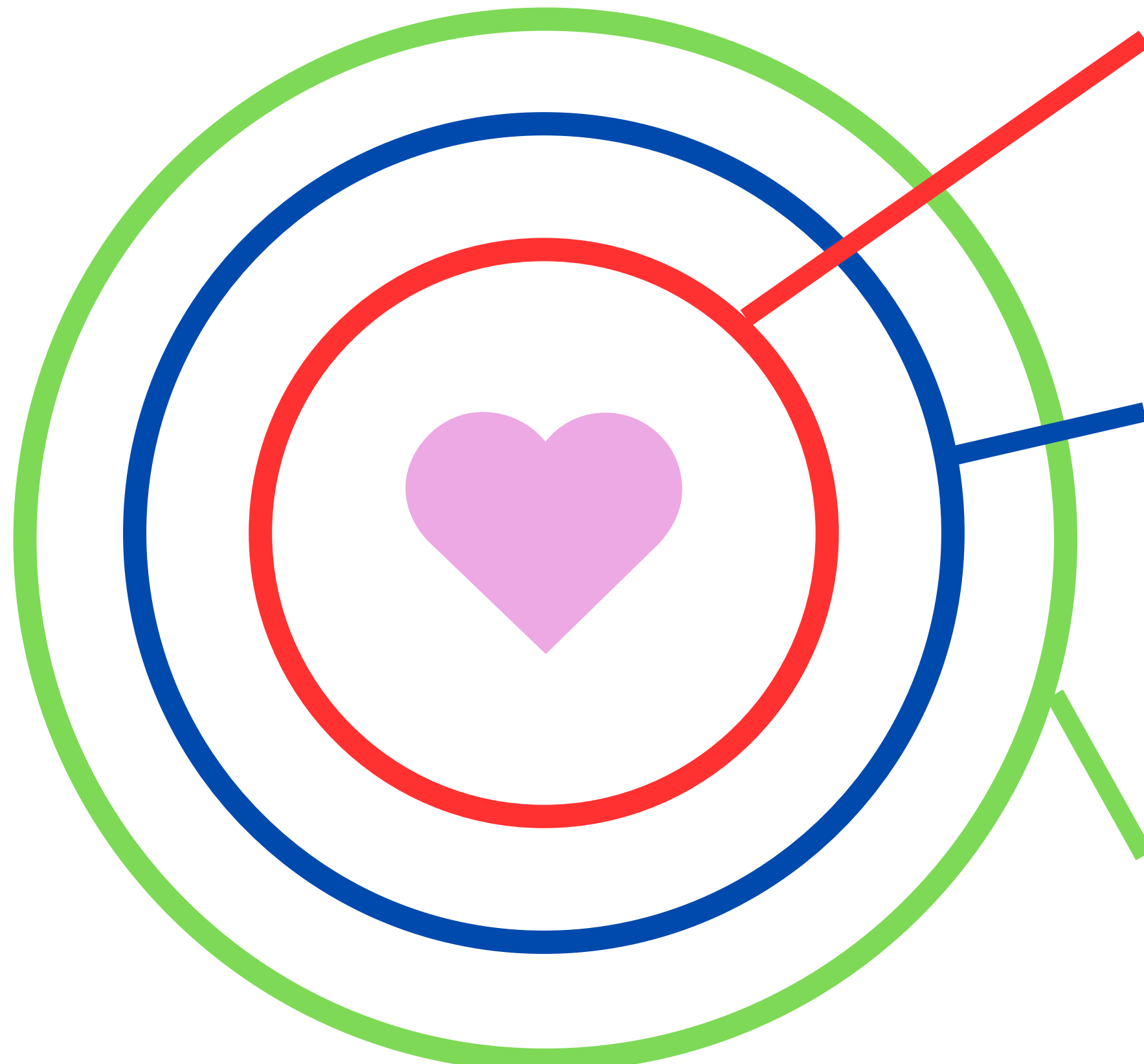
瀬尾式いじめ

物理的攻撃

精神的攻撃



定義が持つ被害者保護の効果



①被害者が内面で被害者自身を傷つける行為の抑制

「いじめられたのは自分が悪かったから」
の意識の刷新 → **いじめ後遺症の抑制**

②被害者の周囲の人間が被害者を傷つける行為の阻止

「あなたがいじめられるのはあなたに原因があるんじゃない」等の被害者を有責とするアプローチの禁止 → **二次被害の阻止**

③被害者を取りまく社会が被害者を保護する制度の設立

加害者有責措置の実施による傷ついた被害者の心の回復 → **加害者の野放しの阻止**

現在のいじめの定義との比較

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第二条より）

いじめ＝快感を目的として正義をかたり攻撃する行為

いじめ＝快感を目的として正義を騙り攻撃する行為

定義の由来①

被害者と加害者の手記より

- 被害者の手記には「いじめられたのは自分が悪かったから」という記述
- 加害者の手記には「いじめをしている間、私たちは正しい！という圧倒的な感覚があった」という記述

→被害者は罪悪感、加害者は正義感を持っていた

いじめ＝快感を目的として正義を騙り攻撃する行為

定義の由来②

いじめとけんかの違い

- **いじめでは被害者は必ず“悪”**

例：広陵高校野球部いじめ

カップラーメンを食べたからいじめる

- **中井久夫によるいじめの分析**

孤立化・無力化・透明化

→被害者＝悪にする過程の具体的描写

いじめ＝快感を目的として正義を騙り攻撃する行為

定義の由来③

いじめにある快感

- **中野信子によるいじめの分析**

ヒトの脳には制裁を加えることに快感を感じる機能があり、それが暴走するオーバーサンクションがいじめである

- **村中直人による分析**

正義を行使すると依存性のある快感が発生する

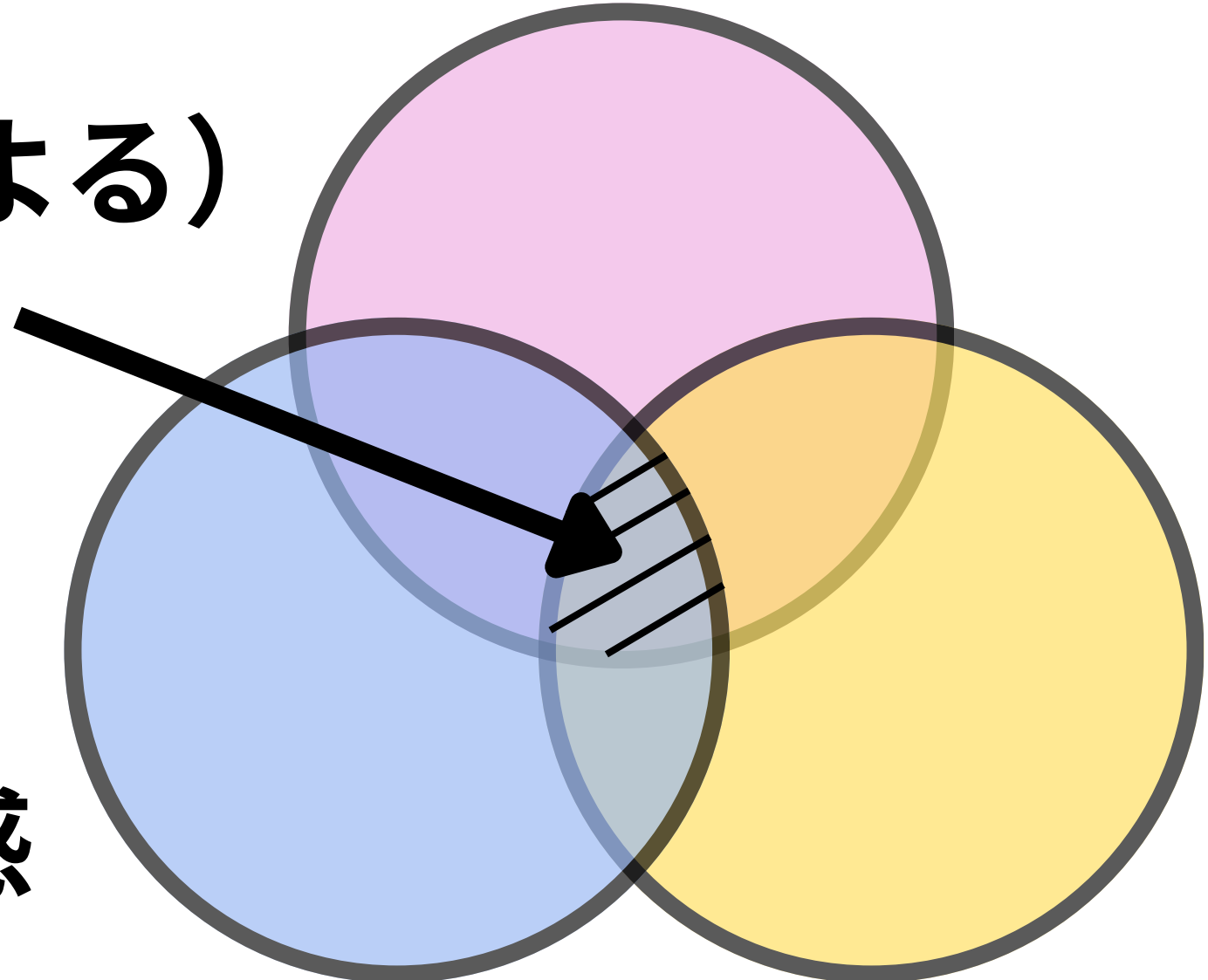
瀬尾定義におけるいじめにある三要素

快感

(瀬尾定義による)
いじめ

正義感

攻撃行為



→いじめを
「快感を目的として正義を騙り攻撃する行為」と定義

瀬尾式いじめの定義

「快感を目的として正義を騙り攻撃する行為」という定義

良い点

- **いじめ被害者を責める声を心の内外から防ぐことができる**
- **いじめ対策を議論する時の論理的土台ができる**

悪い点

- **定義から漏れる被害者は0ではない**